岩手県民会館無料休憩スペース 木製家具製作業務

業務仕様書

令 和 6 年 7 月岩 手 県

岩手県民会館無料休憩スペース木製家具製作業務 業務仕様書

この「業務仕様書」(以下「仕様書」という。)は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「岩手県民会館無料休憩スペース木製家具製作業務(以下「本業務」という。)の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

(1) 業務名称

岩手県民会館無料休憩スペース木製家具製作業務

(2) 業務の目的

ア 岩手県産木材を利用した備品を整備し、来館者に県産木材の良さや利用の意義を感じてもら う機会とするもの。

イ 県民が多く利用する岩手県民会館の無料休憩スペースに木製品を導入し、木製品で統一した 空間とすることで、より快適な休憩スペースの環境を整備するもの。

(3) 業務内容

ア 岩手県産木材を利用した椅子、テーブル及びパンフレットラックの製作及び設置 イ その他県産木材の利用促進に関し応募者が提案する内容(任意)

(4) 設置場所

岩手県民会館(トーサイクラシックホール岩手)(盛岡市)

(5) 委託期間

委託契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

(6) 委託料の上限額

5,076,000 円以内 (税込)

2 仕様詳細

(1) 木製品一覧及び詳細

製品	基本サイズ・要望	数量
椅子	4本脚・505 mm(幅)×500 mm(奥行)×740 mm(高) 程度	30 脚
テーブル①	1本脚・750 mm(幅)×750 mm(奥行)×700 mm(高)	10台
テーブル②	1 本脚・800 mm(幅)×400 mm(奥行)×700 mm(高)	6台
テーブル③	1本脚・500 mm(幅)×600 mm(奥行)×700 mm(高)	2台
パンフレットラック	2,000 mm(幅)×800mm(奥行)×1,500 mm(高) 程度	1台
	・書類が両面で各4段入るラックとすること	
	・最も下の棚は、床面から 450 mm程度とすること	

(2) 各仕様について

ア 共通事項

- 「いわての森林づくり県民税」のロゴの焼き印を入れること。
- 統一感のあるデザインの椅子、テーブル及びパンフレットラックを納入すること。
- ・ 各製品のイメージは別紙写真のとおり。

イ 椅子・テーブル

- ・ 岩手県民会館にふさわしいデザインとすること。
- ・ 岩手県産広葉樹の木材 (用途に合った強度を持った木材) を使用すること。
- ・ 「木材保護塗装(ウレタン)仕上げ」などアルコール除菌を行うことが可能な仕上げとすること。

- ・ 椅子の座面は合皮 (座り心地の良い仕上げ) とし、テーブルとセットで使用できるものと すること。
- ウ パンフレットラック
 - ・ 岩手県産針葉樹の木材 (用途に合った強度を持った木材) を使用すること。
 - 「木材保護塗装(自然塗装)仕上げ」とすること。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第 三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、 再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書 で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を 明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。 その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者(再委託先を含む)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者(再委託先を含む)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報 保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。